

議案第 129 号

伊賀市文化会館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について

伊賀市文化会館の設置及び管理に関する条例等の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 25 年 12 月 4 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市文化会館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(伊賀市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 1 条 伊賀市文化会館の設置及び管理に関する条例 (平成 16 年伊賀市条例第 257 号)

の一部を次のように改正する。

別表の表を次のように改める。

施設の名称		基本利用料金 (円)			
		午前 (午前 9 時から正午まで)	午後 (午後 1 時から午後 5 時まで)	夜間 (午後 6 時から午後 10 時まで)	全日 (午前 9 時から午後 10 時まで)
ホール	平日	15,420	21,600	25,710	59,650
	土・日・休日	21,600	29,820	35,990	82,280
楽屋	第 1 楽屋	1,020	1,430	1,740	4,010
	第 2 楽屋	610	820	1,020	2,260
	第 3 楽屋第 4 楽屋 (1 室につき)	300	410	510	1,130
リハーサル室		1,540	2,160	2,570	5,960
多目的室		2,160	3,080	3,700	8,530
会議室		1,020	1,430	1,740	4,010

(ふるさと会館いがの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 2 条 ふるさと会館いがの設置及び管理に関する条例 (平成 16 年伊賀市条例第 258 号) の一部を次のように改正する。

別表の表を次のように改める。

施設の名称		基本利用料金 (円)			
		午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後6時から午後10時まで)	全日 (午前9時から午後10時まで)
大ホール	平日	8,430	11,820	14,090	32,810
	土・日・休日	11,820	16,350	16,350	45,250
小ホール		2,160	3,080	3,700	8,530
リハーサル室		610	820	820	2,670
楽屋		300	410	510	1,130
和室		300	410	510	1,130
会議室		1,020	1,430	1,740	4,010

(青山ホールの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 青山ホールの設置及び管理に関する条例(平成16年伊賀市条例第259号)の一部を次のように改正する。

別表の表を次のように改める。

施設の名称		基本利用料金 (円)			
		午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後6時から午後10時まで)	全日 (午前9時から午後10時まで)
多目的ホール	平日	7,710	10,800	12,850	29,820
	土・日・休日	10,800	14,910	15,940	41,140
多目的ホール(フロアのみ)	平日	3,590	5,400	6,420	14,910
	土・日・休日	5,400	7,450	8,990	20,570
楽屋1		300	410	510	1,130
楽屋2		300	410	510	1,130
会議室		300	410	510	1,130
研修室		610	820	820	2,670
和室		300	410	510	1,130
リハーサル室		610	820	820	2,670

(あやま文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 あやま文化センターの設置及び管理に関する条例(平成16年伊賀市条例第300号)の一部を次のように改正する。

別表の表を次のように改める。

施設の名称		基本利用料金 (円)			
		午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後6時から午後10時まで)	全日 (午前9時から午後10時まで)

		で)	時まで)	時まで)	時まで)
さんさんホール	平日	7,190	9,250	11,310	25,710
	土・日・休日	9,250	12,340	15,420	34,970
楽屋（1室）		300	410	510	1,130
リハーサル室		1,020	1,330	1,640	3,800

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前において、施行日以降における伊賀市文化会館、ふるさと会館いが、青山ホール及びあやま文化センターの使用を許可された者から徴収する利用料金の額は、第1条の規定による改正後の伊賀市文化会館の設置及び管理に関する条例別表の規定、第2条の規定による改正後のふるさと会館いがの設置及び管理に関する条例別表の規定、第3条の規定による改正後の青山ホールの設置及び管理に関する条例別表の規定及び第4条の規定による改正後のあやま文化センターの設置及び管理に関する条例別表の規定の例によるものとする。